

石川県公報

令和4年12月6日

第13564号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | |
|---------------------------|-----------|
| ○保安林の指定予定 | (森林管理課) 1 |
| ○一般国道の区域の変更 | (道路整備課) 1 |
| ○一般国道の供用の開始 | (同) 2 |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の新設の届出の公表 | (経営支援課) 2 |
| ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 | (農業基盤課) 4 |
| ○道路の位置の指定公告 | (建築住宅課) 4 |
| 監 査 委 員 | |
| ○定期監査結果公表 | 4 |
| ○財政的援助団体等監査結果公表 | 6 |

告 示

石川県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

- 保安林予定森林の所在場所
白山市三宮町ト8の3、14の3、24の2、25の2、26の2、ル20の2、21の3、22の3
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和4年12月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の 縦覧場所 | |
|------|--|-----|-------------|---------------|----------------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | | 延長(m) |
| 249号 | 羽咋郡志賀町三明ト19番3地先から 羽咋郡志賀町豊後名は38番地先まで | 旧 | 7.84~19.94 | 917.98 | 羽咋土木 事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 11.02~25.92 | 917.98 | |
| 415号 | 羽咋市神子原町ソ30番地1地先から 羽咋市神子原町い58番地先まで | 旧 | 16.10~20.08 | 97.7 | 羽咋土木 事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 13.48~19.84 | 97.7 | |

石川県告示第473号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和4年12月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の 縦覧場所 |
|------|---|-----------|----------------------|
| 249号 | 羽咋郡志賀町豊後名ヌ18番1地先から 羽咋郡志賀町豊後名は38番地先まで | 令和4年12月6日 | 羽咋土木 事務所 維持管理課 |
| 415号 | 羽咋市神子原町ソ30番地1地先から 羽咋市神子原町い58番地先まで | 令和4年12月6日 | 羽咋土木 事務所 維持管理課 |

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）野々市市御経塚SC
野々市市御経塚二丁目49番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
アーケランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀
群馬県高崎市栄町1番1号
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀
群馬県高崎市栄町1番1号
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年7月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
31,152平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 1,200台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 150台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 892平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 225.1立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
アークランズ株式会社 午前6時15分から午後9時45分まで
株式会社ヤマダデンキ 午前9時から午後9時45分まで
イオンリテール株式会社 午前6時15分から午後11時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後11時15分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 5箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①及び② 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設③ 午前3時から午前6時まで
- 7 届出年月日
令和4年11月24日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和4年12月6日から令和5年4月6日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和5年4月6日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和4年12月7日から令和5年1月11日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

| 事業名 | 地区(工区)名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|---------------------|---------|----------|---------------------------|
| 県営ほ場整備事業 (面的集積型) | 鹿頭地区 | 換地計画書の写し | 石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課 |

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年12月6日

石川県知事 馳 浩

| 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員及び延長 | 位置指定申請者 | 指定年月日 |
|---|-----------------------|-------------------------------|------------|
| かほく市内日角ヲ3番4、内日角二丁目36番1、36番2の一部、37番2の一部、52番の一部、53番1の一部 | 幅員 6.00m 延長 35.75m | かほく市宇野気リ212番地3 八興商事株式会社 | 令和4年11月17日 |
| かほく市大崎東39番4 | 幅員 6.00m 延長 35.30m | 金沢市松村三丁目411番地 不動産パートナー株式会社 | 令和4年11月24日 |

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年12月6日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

- 監査の対象
地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 監査の着眼点（評価項目）
監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 監査の実施内容
財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

| 監査対象所属 | 監査実施年月日 | 監査の対象期間 | 監 査 の 結 果 |
|------------------------|------------|-----------------------|---|
| 大聖寺警察署 | 令和4年10月31日 | 令和3年7月1日～ 令和4年7月末日 | 所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。 |
| 石川四高記念文化交流館 | 〃 | 令和3年8月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 金沢城・兼六園管理事務所 | 〃 | 令和3年8月1日～ 令和4年7月末日 | 〃 |
| 総合看護専門学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 東京事務所 | 令和4年11月4日 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月末日 | 〃 |
| 門前高等学校 | 令和4年11月8日 | 令和3年4月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 穴水高等学校 | 〃 | 令和3年4月1日～ 令和4年7月末日 | 〃 |
| 奥能登教育事務所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大阪事務所 | 〃 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月末日 | 〃 |
| 金沢向陽高等学校 | 令和4年11月10日 | 令和3年9月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 金沢東警察署 | 令和4年11月15日 | 〃 | 〃 |
| 金沢桜丘高等学校 | 〃 | 令和3年8月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 津幡警察署 | 〃 | 令和3年9月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 七尾警察署 | 〃 | 令和3年8月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 北部家畜保健衛生所 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 金沢錦丘中学校 | 令和4年11月16日 | 令和3年9月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 金沢錦丘高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大聖寺実業高等学校 | 令和4年11月18日 | 〃 | 〃 |
| 加賀聖城高等学校 | 〃 | 令和3年9月1日～ 令和4年9月末日 | 〃 |
| 小松教育事務所 | 令和4年11月25日 | 令和3年9月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 小松北高等学校 | 〃 | 令和3年9月1日～ 令和4年9月末日 | 〃 |
| ろう学校 | 〃 | 令和3年9月1日～ 令和4年8月末日 | 〃 |
| 金沢辰巳丘高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 金沢中央高等学校 | 〃 | 〃 | 〃 |

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年12月6日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和3年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

| 監 査 対 象 団 体 | 監査実施年月日 | 監 査 の 結 果 |
|------------------------|------------|---|
| 小松商工会議所 | 令和4年10月31日 | 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。 |
| へぐら航路株式会社 | 令和4年11月4日 | 〃 |
| 株式会社上野組 | 〃 | 〃 |
| 公益財団法人 山中漆器産業技術センター | 令和4年11月9日 | 〃 |
| 社会福祉法人 松原愛育会 | 〃 | 〃 |
| 公益財団法人 石川県臓器移植推進財団 | 令和4年11月10日 | 〃 |
| 公益財団法人 石川県林業労働対策基金 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人 石川県社会福祉事業団 | 〃 | 〃 |
| 森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループ | 令和4年11月15日 | 〃 |
| 一般社団法人 石川県金沢食肉公社 | 〃 | 〃 |
| 野々市市西部中央土地区画整理組合 | 令和4年11月16日 | 〃 |
| 社会福祉法人 加賀福祉会 | 令和4年11月25日 | 〃 |
| 公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター | 〃 | 〃 |
| 公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター | 〃 | 〃 |
| 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 | 令和4年11月28日 | 〃 |
| 公益財団法人 石川県スポーツ協会 | 〃 | 〃 |
| 石川県スポーツ協会グループ（B） | 〃 | 〃 |